

メディカルクリエーションふくしま2024出展規定

1. 出展申込と契約成立について

(1)出展申込フォームに必要事項をご入力の上、お申込みください。

申込締切日:2024年6月30日(日)まで

(2)主催者からの申込受付メールの送信をもって、出展契約の成立とします。

※出展申込事項の内容は、必ず印刷する等、貴社控えを保管してください。

(3)出展申込が募集小間数を超えた場合は、出展小間数を調整、または出展申込を受諾できない場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、出展申込に著しい瑕疵がある場合や、出展内容が本展示会の開催趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合等、主催者は出展受付をお断りまたは取り消すことができます。これにより生ずる損害等に対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

また、出展物の押し売り販売や不当な価格表示等、ビジネス交流展示会としての本来の目的から逸脱する出展と主催者が判断した場合は、出展をお断りさせていただきます。

2. 共同出展について

(1)共同出展を申込み場合は、必ず取りまとめ窓口となる代表企業・団体の出展申込担当者を設定し、下記の事項を厳守ください。

・1小間あたりの共同出展社数は3社までとする。

・出展する全ての社名等を申込時に主催者に通知する。

・開催当日は、出展する全ての企業・団体の従業員等は小間に常駐するものとする。

・主催者は、出展に係る連絡事項が生じた場合は、誤対応防止のために、あらかじめ報告いただいた出展申込担当者のみと連絡・授受を行うものとする。

・取りまとめ窓口となる代表の企業・団体出展申込担当者を設定できない場合は、共同出展としてのお取扱いはできません。

3. 出展料の納付について

(1)出展申込内容を主催者が承認した後、出展担当者宛てに請求書を送付します。(7月下旬予定)

(2)請求書に記載の納入期日までに指定の銀行口座へ振り込みをお願いします。指定日までに入金を確認できない場合、出展をお断りする場合がありますのでご注意ください。

(3)出展料金の払いや重複入金等により、主催者からの返金が生じた場合の振込手数料は、出展者にご負担いただきます。

4. 出展契約成立後の出展辞退・小間数の削減

(1)出展契約成立後の出展辞退または小間数の削減は、出展者から主催者への通知に基づき、主催者が決定します。

通知先:メディカルクリエーションふくしま事務局 mcf@fmdipa.or.jp

(2)主催者が出展者の出展辞退または小間数の削減を認めた場合には、出展者は下記の通りのキャンセル料を支払うものとします。

【キャンセル料】

- ・6月30日(日)まで…出展料金の30%
- ・7月31日(水)まで…出展料金の50%
- ・8月1日(木)以降…出展料金の100%

5. 出展契約の解除

(3)主催者は、出展者が次のいずれかに該当するときは、事前に催告または通知することなく出展契約を解除することができるものとします。

- ・出展料の全部または一部を支払わないとき。
- ・手形または小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ・仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申立てがあったとき。
- ・暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用している者であることが判明したとき。
- ・出展者が自らまたは第三者を利用して、理由の如何にかかわらず、長時間の電話または同様の過度な行為による時間的拘束、不当な義務の強要、威嚇、脅迫をもって、主催者および各協力会社、他の出展者等の業務を妨害したとき。

6. 小間位置の決定について

(1)小間配置は、以下を勘案のうえ、出展分野カテゴリーに沿って事務局で決定いたします。出展場所指定プランをご利用の場合を除き小間位置のご希望は一切お受けできませんのでご了承ください。

①申込順 ②小間数 ③出展製品・内容

なお、小間位置決定後、所轄の消防署や保健所からの指導、または出展キャンセル等、突発的事由によって、主催者が出展者の承認を得ないで小間位置等を変更することがあります。

(2)出展者は、小間位置もしくはその変更に対する異議申し立てまたは賠償請求等を行わないものとします。

7. 小間の転貸等の禁止

(1)出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を、主催者の承諾なしに第三者に転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

8. 会場内の行為の制限

(1)出展者は、通路、休憩所、本展示会場外等、自らの出展スペース以外の場所で展示・宣伝を

行うことはできません。

- (2) 出展物の実演等は自由ですが、来場者や他の出展者に迷惑・危険を与える恐れのある、音・光・熱・臭気を伴うものは実演できません。
 - (3) 出展物の押し売り販売や不当な価格表示等、ビジネス展示商談会としての本来の目的から逸脱する行為はできません。
 - (4) 主催者が定める本出展規定を順守していただきます。これら規定を順守できず、主催者の指示に従わない出展者に対しては、本年または次年度以降の出展をお断りすることがあります。
- また、納入された出展料金も返還しないものとします。

9. 出展物の搬入・搬出と装飾の施工・撤去

一般搬入日:9月26日(木) 9:00~17:00

搬出日:9月28日(土)16:00~20:00

※上記時間は予定であり、今後変更になる可能性があります。

- (1) 搬出の際、出展者は原状回復して主催者に返還していただきます。出展者が原状回復を行わない場合、主催者が原状回復を行い、その費用は出展者に負担いただきます。
- (2) 小間で発生したゴミは、原則、出展者にてお持ち帰りください。
※小間内に展覧者が残置した物品がある場合は、主催者は任意にこれを処分することができます、その処分方法も主催者が決定します。その際の処分費用は出展者に負担いただきます。

10. 管理保全

- (1) 主催者は管理者として細心の注意を払って会場全般の管理・運営にあたりますが、各出展物および貴重品等の管理は、出展者が自己の責任と費用負担の下で行ってください。
また、主催者は、出展物および貴重品の盗難、紛失、損傷、火災またはその他天災地変等を原因とする出展物の損害に対しての一切の責任を負わないものとします。

11. 小間内対応について

- (1) 出展者およびその代理人は、会期中主催者が指定する出展者カードを着用し、小間内に常駐し、来場者への対応および出展物の管理にあたるものとします。
- (2) 終了時刻前の撤去作業は、場内の安全管理の観点から厳禁としますので、順守してください。

12. 商取引について

- (1) 開催期間中に展覧者、来場者等の間で発生する商取引に係る責任は当事者間に帰するものであり、主催者はこれに関与しないものとします。

13. 損害賠償

- (1)出展者が他の出展者の小間や、主催者の運営設備または展示会場の設備、人身等に損害・被害を与えた場合、当該補修または賠償は出展者の責任において行うものとし、主催者は責任を負わないものとします。
- (2)出展物の輸送・展示中の保護および盗難については、必要に応じて保険をかける等適切な対策をお願いします。

14. 消防・安全

- (1)消防関係法令に基づき、小間内で使用する装飾資材については、不燃物または防災加工品を使用してください。
- (2)小間内に天井・屋根を施工する行為は防災上禁止されています。そのような施工が発見された場合、管轄消防署から撤去回収を命ぜられることがありますのでご注意ください。
- (3)火気・ガス・電気コンロ等の裸火は使用できません。

15. 展示会の中止

- (1)主催者は天災等の不可抗力、感染症等の感染防止などの社会要請上やむを得ない理由により、展示会を中止することがあります。その際に生じた損害については、主催者は責任を負わないものとします。

16. 法的保護等

- (1)本展示会における商談等に伴うトラブルについて、主催者は一切の責任を負わないものとします。
また、展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立てまたはその他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者は一切の責任を負わないものとします。

17. 個人情報の取扱いについて

- (1)主催者が指定する各協力会社(展示会運営及び設営業務委託業者等)に対し、出展手続きに関する各種事務連絡・各種請求業務等、出展者の便宜を図るため担当者名等の必要な情報を開示する場合があります。
- (2)出展者は、展示等を通して「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および該当法令を順守してください。その際は、利用目的を必ず公表または本人に通知し、その範囲内で活用してください。特に、第三者に提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体(提供元)から同意を取得してください。

18. 法令および規定等の順守

- (1)出展者は、各種法令および社会規範を出展契約の一部として、これを遵守するものとし

す。

また、出展者の責任の下で、自ら契約する設営・撤去業者等、協力会社にもこれを遵守させてください。

法令もしくは出展規定に従わない場合、または主催者の指示・指導に従わない場合には、当該出展契約を解除することができるものとします。これにより出展者に生じる損害等に対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

19. 運営への協力

(1)出展者は、主催者、来場者および他の出展者それぞれの立場を理解し、安全かつ快適な展示会運営に協力するものとします。

20. その他

(1)本出展規定に定めのない事項については、出展者は、主催者に適宜確認し、その回答または要請等に従うものとします。

メディカルクリエーションふくしま実行委員会